総合特別区域基本方針の一部変更について

別表の改正(規制の特例措置の拡充等)

〔別表 2 〕規制の特例措置の拡充及び法令改正等による変更

·特定伝統料理海外普及事業(法務B001)

≪現行の特例措置の概要≫

特定伝統料理の海外普及のため、対象外国人が新たに特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするよう、在留資格の特例を設ける。

≪変更内容≫

- ①農林水産省の定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づき「実務経験が概ね2年程度の者(ゴールド)」又は「日本料理学校等の卒業者又は実務経験が概ね1年程度の者(シルバー)」の認定を受けている外国人を新たに受入れ対象に追加する。
- ②1事業所当たり2人とされている受入れ人数の上限を3人に増やす。
- 法令改正等に伴う表現の修正(経産B001、厚労B005、厚労B006)

〔別表3〕 全国において実施することとされた規制改革の追加

・市町村運営有償運送における車両の持ち込み(国交B007の全国展開)

地域公共交通会議等において合意のある場合、運転業務を行うボランティア個人や運行委託を行う企業等が保有する自動車を使用した市町村運営有償運送を行うことが認められる。